

金融犯罪被害防止を目的とした取り組みについて

～ATMでのキャッシュカードによるお引き出し限度額を一部引き下げさせていただきます～



京都銀行（頭取 安井 幹也）は、金融犯罪被害の防止に向けた取り組みを強化するため、2024年7月8日（月）から、個人のお客さまを対象に、当行キャッシュカードによるATMでのお引き出し限度額を一部引き下げさせていただくこととしますのでお知らせいたします。

この取り組みは、還付金詐欺等の特殊詐欺、並びに投資詐欺等のSNS型詐欺の被害拡大を防止し、お客さまの大切なご預金をお守りするために実施させていただくものです。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、警察庁公表の「令和5年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等」において、昨年のインターネットバンキングに係る不正送金被害が過去最悪であったこと等を踏まえ、本年8月を目途に京銀アプリおよび京銀ダイレクトバンキングに不正検知プラットフォームを導入するなど、今後も金融犯罪対策の取り組みを強化してまいります。

記

1. キャッシュカード支払限度額の引き下げについて

個人のお客さまを対象にキャッシュカード（ローンカードを含む）での支払限度額を下記のとおり変更させていただきます。

(1) 支払限度額（1口座当たり）

		変更前	変更後
磁気ストライプ	1日	50万円	変更なし
	1か月	200万円	
ICキャッシュカード (指静脈認証なし)	1日	50万円	
	1か月	200万円	
ICキャッシュカード (指静脈認証あり)	1日	無制限	500万円
	1か月	無制限	500万円

※1日ならびに1か月（毎月1日から末日まで）あたりの支払限度額は、「お引出し・ローン」および「お振込み」の合計となります。

※お取引によっては支払限度額のほかに1回または1日あたりの利用限度額を定めております。

(2) 500万円超の支払限度額を設定されているお客さまについて

現在、1日ならびに1ヵ月の支払限度額について、個別に500万円を超える金額設定とされているお客さまにつきましては、1日ならびに1か月の支払限度額を一律500万円に引き下げさせていただきます。

(3) 実施日

2024年7月8日(月)

2. 個人向けインターネットバンキング不正検知プラットフォームの導入について

インターネットを通じた非対面取引である「京銀アプリ」および「京銀ダイレクトバンキング」について、オンライン上の不正な申し込みや不正なログインの可能性があるアクセスを早期に検知するため、2024年8月を目途に、株式会社 ACSiON（本社：東京都千代田区、代表取締役：安田 貴紀）が提供する不正検知プラットフォーム「Detecker®」を導入します。

「京銀アプリ」および「京銀ダイレクトバンキング」においては、株式会社 NTT データが提供する「My Pallete®」「AnserParaSOL®」を利用しています。ANSER で扱う利用者の IP アドレス、ブラウザ一言語などの端末情報等を「Detecker®」へ連携することで、不正取引の不自然な兆候を早期に検知することが期待できます。ANSER 利用行のうち、「AnserParaSOL®」に加え、「My Pallete®」への「Detecker®」の連携・導入は当行が初となります。

概要	「Detecker®」は、オンライン上の不正な申込や不正なログインの可能性があるアクセスを検知するプラットフォームサービス
提供会社名	株式会社 ACSiON（アクシオン） 代表取締役 安田貴紀 ※(株)セブン銀行と(株)電通総研による合弁会社

※「Detecker」は株式会社 ACSiON の商標登録です。

※「My Pallete」「AnserParaSOL」は株式会社 NTT データの商標登録です。

3. その他金融犯罪対策の取り組み

2023年12月から、京都府下において複数店舗を展開する地域金融機関6行庫（当行含む）で、「京都府下金融機関 金融犯罪対策連絡会」を立ち上げ、金融犯罪対策に対する連携を行っております。

以上

京都フィナンシャルグループでは、「地域社会の繁栄に奉仕する～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～」という経営理念に基づいた企業活動を行っております。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践である SDGs 達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースに SDGs の目標のアイコンを明示しております。

